

スマートフォン決済ポイント還元事業業務委託 仕様書

1 業務目的

物価高騰の影響を受けている事業者や消費者を支援するため、消費喚起策としてスマートフォン決済（コード決済）を利用したポイント還元事業を実施する。

2 履行場所

相模原市内

3 契約上限金額

720,000,000円（税込）

※ただし、事務経費は60,000,000円（税込）を上限とする。

4 業務内容

(1) ポイント還元キャンペーンの実施

次のポイント還元キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施し、市内の対象店舗において、対象となるキャッシュレス決済事業者の決済サービス（以下「対象キャッシュレス決済」という。）で決済を行った者に対し、決済額の一定の割合のポイントを付与すること。なお、ポイント付与のタイミングは、決済日の属する月の翌月末日までを基本とする。

<キャンペーン>

期間	令和6年6月3日（月）～6月16日（日）（14日間）
ポイント還元率	決済額の20%
ポイント還元上限	1,000円相当/1回、3,000円相当/期間 ※対象キャッシュレス決済が複数となる場合は、キャッシュレス決済ごとの還元上限とする。
対象キャッシュレス決済	1者（1決済サービス）以上 ※スマートフォン決済（コード決済）とする。
対象店舗の範囲	対象キャッシュレス決済を利用することが可能であり、次の事業者が運営する市内の店舗 ①中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者（中小企業者）であること。 ②中小企業者以外の事業者で、法人税法第16条に規定する本店又は主たる事務所の所在地が市内である者。 ※店舗を直接経営する事業者を基準とするため、フランチャイズ・チェーンの場合は、本部ではなく、加盟店の事業者が基準となる。 【例】コンビニエンスストア等のフランチャイズ店を直接経営する事業者が、「対象店舗の範囲等」に該当する場合は、本事業の対象店舗となる。

<p>対象外の店舗等及び商品・サービス等</p>	<p>【対象外の店舗等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用医療機関 ・ 調剤薬局（ただし、処方箋が必要な医薬品と通常の商品の支払の決済端末を使い分けるなど、明確に区分できる場合は除く） ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が定める「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る接客業務受託営業を営む事業者 ・ その他本業務の目的・趣旨から適切でないと市が判断する店舗等 <p>【対象外の商品・サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券、商品券、ビール共通券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、その他金券等の換金性が高いものに関する支払 ・ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する支払（ただし、第1項の第1号から3号までを除く） ・ 公共施設の入場料等、公共料金及び納税の支払 ・ 保険医療又は介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）に関する支払 ・ インターネット販売等、実店舗外での支払 ・ その他本業務の目的・趣旨から適切でないと市が判断する商品・サービス等の支払
--------------------------	--

（2）運営体制の構築等

本事業の業務全般の総括、市との連絡調整を行うほか、次の事項を実施する事務局を契約締結後速やかに設置すること。

ア 業務に必要な運営体制の構築

- ・ 適正かつ確実な業務運営体制を構築すること。
- ・ 全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。
- ・ 個人情報、セキュリティの高い場所で管理し、個人情報の流出等がないよう万全な体制を構築すること。
- ・ 市との連携を密にすること。
- ・ その他、本事業実施に必要な業務を行うこと。

イ 対象店舗の選定

- ・ キャンペーンの対象店舗を選定の上、一覧リスト（店舗名、所在地、業種等）を作成し、市に提出すること。なお、必要に応じて、市と協議の上、対象店舗の追加や除外を行うこと。
- ・ 対象店舗を選定するに当たり、対象となる店舗に対して事業の概要を周知するとともに、参加の意思確認を行うこと。

- ・対象店舗の一覧リストを作成するに当たり、疑義が生じた場合は、店舗等への架電、店舗等のホームページ又は実地調査等により確認を行うこと。
- ・市はこの対象店舗の一覧リストを相模原市ホームページで公開（非公開を希望する店舗等を除く）するものとする。

ウ ポイント還元額の管理

キャンペーン期間中、キャンペーン利用者の決済総額及びポイント還元予定額を把握し、毎日（土・日・祝日は除く）、市に報告すること。

（３）消費者への事業PR及び支援

本キャンペーンの効果を高め、より多くの市民がキャンペーンに参加できるよう、効果的な事業PR及び支援を行うこと。なお、次の事項は必ず実施すること。

ア 市民向けのチラシ・ポスターの作成

- ・本キャンペーン広報用のチラシ・ポスターを作成すること。
- ・チラシ・ポスターは、市が公共施設等で掲示・配架等を行うものとする。

イ 特設ホームページの作成・運営・管理

キャンペーンを周知するための専用の特設ホームページを作成し、管理運営を行うこと。

ウ デジタルデバйд対策

- ・スマートフォン決済に不慣れな市民に対し、スマートフォン決済のメリットや利用方法等に関する説明会を開催すること。また、説明会に参加できない市民に対しても、スマートフォン決済のメリットや利用方法等を周知する工夫を行うこと。
- ・その他、スマートフォン決済に関する個別相談対応を行うなど、多くの市民がキャンペーンに参加できるような広報・支援を行うこと。

エ その他

- ・消費者向けのPRツールや特設ホームページ、説明会の開催及びその他広報・支援に資する取組を行うときは、その内容等について市と協議の上、決定すること。
- ・市の求めに応じ、広報さがみはらや相模原市ホームページ等で掲載するための素材を提供すること。

（４）対象店舗への事業PR及び支援

本キャンペーンの効果を高め、より多くの店舗がキャンペーンに参加できるよう、効果的な事業PR及び支援を行うこと。なお、次の事項は必ず実施すること。

ア スマートフォン決済の普及促進

対象キャッシュレス決済を未導入の店舗に対し、本事業を周知するとともに、新規の店舗開拓及び対象キャッシュレス決済の導入支援等を行うこと。

イ 対象店舗用のキャンペーンPRツールの作成及び発送

キャンペーンの対象店舗であることが認知されるよう、キャンペーン期間中に対象店舗で掲示するためのPRツールを作成し、全店舗に発送すること。

ウ その他

- ・対象店舗向けの事業PRツールやその方法、その他広報・支援に資する取組を行うときは、その内容等について市と協議の上、決定すること。
- ・市の求めに応じ、広報さがみはらや市ホームページ等で掲載するための素材を提供すること。

(5) 事業に関する問い合わせ対応

店舗及び消費者等からの事業に関する問い合わせについて、コールセンターで対応できる体制を構築すること。なお、コールセンターは事業専用のものである必要はないが、次の事項の体制等を構築すること。

ア 開設期間

原則、本事業の告知開始日から開設し、ポイント還元終了日から2週間後まで運営すること。

イ 運営時間等

9時00分から17時30分まで（土・日・祝日は除く）を原則とする。

ただし、キャンペーン期間中は、土・日・祝日を含めて運営すること。また、想定する対象店舗数や利用者数から入電数を推定し、必要な人員及び回線等の体制を構築すること。

ウ 対応する問い合わせ内容

- ・キャンペーンの開催内容に関すること。
- ・対象キャッシュレス決済の利用方法に関すること。
- ・対象キャッシュレス決済の導入に関すること。

エ その他

- ・専用コールセンターを設置する場合は、開設時期・運営時間等の詳細は市と協議の上、決定する。
- ・コールセンターで対応できない事案、折り返し連絡が必要な事案や事故等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

(6) 事業の効果検証

キャンペーン終了後、キャンペーンにおける決済総額、ポイント還元額、対象店舗数、決済状況、利用者数及び利用回数等の分析、アンケート調査等の手法により、本事業の効果検証を行い、市に報告すること。なお、効果検証に用いる基礎データ及び検証内容は、市と協議の上、決定すること。

5 業務完了報告書の納品

- (1) 業務終了後、速やかに業務完了報告書を紙媒体（1部）と電子媒体（1部）を提出すること。
- (2) 業務完了報告書は、「4 業務内容」の各号の実施結果を記載すること。
- (3) 納品場所は、相模原市産業・雇用対策課とする。
- (4) 市は業務の完了を確認するための検査を速やかに実施し、受注者は検査に合格しないときは、直ちに内容の訂正を行い、再検査を受けなければならない。
- (5) 受注者は、検査に合格したときをもって業務の履行を完了したものとする。
- (6) 受注者は、前号に規定する検査に合格したとき、契約金額の支払を請求することができる。

6 契約金額の支払

受注者から適切な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払回数等については、市と協議の上、決定するものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及び記載事項に疑義が生じたときは、市との協議により定めるものとする。

以 上